

令和3年度島根地域別最低賃金改定等についての意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年7月1日

提出者

田 中 明 美
大 国 陽 介
園 山 繁
角 智 子
五百川 純 寿

白 石 恵 子
嘉 本 祐 一
絲 原 徳 康
加 藤 勇
山 根 成 二

原 拓 也
生 越 俊 一
須 山 隆
中 村 芳 信

(別紙)

令和3年度島根地域別最低賃金改定等についての意見書

コロナ禍が一向に収まらず、厳しい日本経済はさらに深刻さの度合いを増しています。そんな中、最前線で働く労働者の4割近くが非正規雇用労働者であり、またその多くが最低賃金周辺であるなど、格差と貧困は益々広がっています。特に島根県など最低賃金が高いD・Cランクの地域は中小零細が多く、コロナ禍で受けるダメージもより大きくなっています。

コロナ禍の審議となった2020年度の地域別最低賃金の引き上げ額(全国加重平均)は1円に留まり、結果として最高額と最低額の格差を2円縮めることとなりましたが、依然として島根県と東京都を中心とした中央との格差は大きなものがあります。

島根県の最低賃金は792円と全国最低額であり、適正水準とは言い難い金額です。これでは島根県内勤労者の「健康で文化的な生活」を保障することはできません。これ以上、都市部との賃金水準格差が広がれば、若者の県内定住は望めず、人口減少に歯止めをかけることが出来ないと考えます。

よって、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 国においては、令和3年度地域別最低賃金の改定にあたって、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者」の実態を考慮し、一般労働者の賃金水準、生活環境などを踏まえた適正な水準への引き上げに向け指導・助言を行うこと。
- 2 国においては、未組織労働者やパートタイム労働者等にも十分配慮し、当該地域別最低賃金について適正な審議を行うとともに、その審議結果に基づいた当制度の周知徹底を図ること。
- 3 国においては、適正な最低賃金の改定にあわせ、中小企業、小規模事業者に対する助成の拡充を早期に行なうこと。
- 4 国においては、地方の中小・小規模事業者が賃金引き上げによる労務費増加分を製品価格に反映できるよう対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

【令和3年7月1日原案可決】